

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設(以下「施設」という。)に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募しなければならない。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請する法人等に必要な資格(以下「申請資格」という。)
- (3) 申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)
- (4) 指定管理者の選定の基準
- (5) 施設の管理の基準及び業務の範囲
- (6) 指定管理者に管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (7) その他市長等が定める事項

2 市長等は、施設の効果的な運営を確保するため必要があると認める場合その他市長等が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、公募の方法によらないで、適当と認める法人等を指名して、次条の規定による申請を求めることができる。この場合において、市長等は、公募の方法によらない理由を公表するものとする。

(申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 施設の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)及び収支計画書(以下「収支計画書」という。)
- (3) 当該法人等の財務の状況を示す書類
- (4) その他市長等が定める書類

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有するものであること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的又は性質に応じて市長等が定める基準

2 市長等は、前項の規定により候補者を選定したときは、速やかに、その結果を前条の規定による申請をした法人等(以下「申請者」という。)に通知するとともに、当該結果及びその理由を公表するものとする。

3 市長等は、前項の規定による通知をした後において、第1項の規定により選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、同項の規定により、当該候補者以外の申請者の中から新たに候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を当該候補者に通知するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指定管理者の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (3) 指定期間

(協定の締結)

第6条 前条第1項の規定により指定された指定管理者は、市長等と次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 施設の管理の業務(以下「管理業務」という。)に関する事項
- (2) 管理業務に要する費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たり保有する個人情報の保護に関する事項

- (4) その他市長等が必要と認める事項  
(事業報告書)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び当該施設の利用状況に関する事項  
(2) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項  
(3) 管理業務に係る経費の収支状況に関する事項  
(4) その他市長等が必要と認める事項

(原状回復義務等)

第8条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、速やかに、管理しなくなった施設及びその設備等を原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定の取消し等の公表)

第10条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。